事　務　連　絡
平成２９年１月５日

各国公私立高等学校　御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

法務省作成ポスター「ヘイトスピーチ、許さない」の配布について

日頃より人権教育の推進について御尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、文部科学省においては、昨年６月３日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成２８年法律第６８号）が施行されたことを踏まえ、学校における人権教育の一層の推進に資するため、法務省人権擁護局と連携し、全国の高等学校を対象に、法務省作成ポスター「ヘイトスピーチ、許さない」を配布することにいたしました。

各学校におかれましては、本ポスターを御活用いただき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施に努めていただければと存じます。

なお、本ポスターについては法務省ＨＰにも掲載しておりますので、併せて御活用ください。

法務省ＨＰ　ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

＜配布物＞
・法務省作成ポスター「ヘイトスピーチ、許さない」　　１枚

【本件連絡先】
初等中等教育局児童生徒課指導調査係
ＴＥＬ　03-5253-4111（内 3297）
ＦＡＸ　03-6734-3735
e-mail　jidous@mext.go.jp